

## 健康

体がだるい?せきが治らない?  
それって結核かも…  
— 9月24日～30日は  
結核予防週間—

結核は過去の病気ではありません。県内では、平成22年に247の方が新たに発症し、約6割が65歳以上の方です。早期発見・早期治療により治りますので、正しい知識を身に付けましょう。

### ◎結核はどんな病気?

結核は、結核菌によって主に炎症を起こす病気です。結核を発症し重病化している人のせきやくしゃみのしぶきには、結核菌が含まれており、それを周りの人が直接吸い込むことによってうつります。「結核かな?」と思ったら、医療機関を受診しましょう。また人にうつさないために、せきが出るときはマスクを付けましょう。

### ◎こんなときはすぐに病院へ

長引くせき(2週間以上)、たんが出る、長引く微熱、長引く体のだるさ、胸の痛み、急な体重減少

### ◎発見されにくい高齢者の結核

高齢になるとせきやたんなどの症状が表れにくくなります。65歳以上の方は、年に1回、胸部レントゲン検査を受けましょう。

また胸部レントゲン検査で精密検査が必要となった場合は、自覚症状がなくても必ず受診しましょう。

### ◎生後3～6カ月時にBCGを!

結核に対する免疫を付けるため、生後3～6カ月の間にBCG接種をきちんと受けましょう。

岡県中保健所 ☎0248-75-7818

## 税

冷蔵倉庫用家屋を所有されている方へ

固定資産評価基準の改正により、平成24年度から非木造の冷蔵倉庫用家屋については、固定資産税の減価年数が短縮され、一般の倉庫に比べて評価額が早く減少することになります。

対象となる冷蔵倉庫は、次のすべての要件を満たすものです。

- ・非木造(木造以外)の家屋であること
- ・倉庫自体が冷蔵機能を有しているもの
- ・保管温度が常時10℃以下に保たれているもの
- ・冷蔵倉庫部分の床面積が家屋の床面積の50%以上のもの

※常温の倉庫内にプレハブ式冷蔵庫や業務用冷蔵庫を設置している場合は該当しません。

※すべての要件を満たしている場合でも、建築後一定の年数が経過している場合は、評価額が変わらない場合があります。

対象になると思われる冷蔵倉庫用家屋を所有されている方は税務課までご連絡ください。

なお認定を受けるには、年内に現地調査が必要となりますので、早めのご連絡をお願いします。

岡税務課 ☎72-6932

## 相談

警察相談窓口を設置しています

福島県警では、警察相談窓口を設置しています。ストーカー事件、児童虐待、DV、いじめ問題、振り込め詐欺など、いろいろな問題でお困りの方はご相談ください。

### ◎警察安全相談

☎#9110(プッシュ回線に限る)

☎024-525-3311

(ダイヤル回線、IP電話など)

FAX 024-534-7500

■相談内容 犯罪などによる被害の未然防止に関する相談。

### ■受付時間

☽～☾(祝日・年末年始を除く)  
9:00～17:00

### ◎ヤングテレフォン

☎024-526-1189

■相談内容 少年相談全般。

### ■受付時間

☽～☾(祝日・年末年始を除く)  
9:00～17:00

### ◎いじめ110番

☎0120-795-110

■相談内容 いじめに関する相談。

### ■受付時間

☽～☾(祝日・年末年始を除く)  
9:00～17:00

### ◎女性安全相談所

郡山警察署駅前交番

☎024-923-0199

### ■相談内容

女性の安全に関する相談。

■受付時間 全日10:00～18:00

### ◎性犯罪被害110番

☎0120-503-732

■相談内容 性的犯罪にかかわる被害の申告・相談

■受付時間 ☽～☾ 9:00～17:00

※緊急の場合は、警察署、交番で24時間受け付けています。

田村警察署 ☎62-2121

小野分庁舎 ☎72-2121

## 相談

法まもる  
心が築くよい社会

— 10月1日～7日は  
法の日週間—

10月1日は「法の日」です。「法の日」は、国民の皆さんに法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、昭和35年に定められたものです。

「法の日」週間記念無料法律相談を次のとおり行いますので、ご利用ください。

### ◎郡山市

■日時 9月30日☽10:00～15:00

■場所 郡山法律相談センター(郡山市堂前町25-23) ☎024-936-4515

### ◎福島市

■日時 10月5日☽10:00～15:00

■場所 福島県弁護士会館(福島市山下町4-24) ☎024-536-2710

### ◎いわき市

■日時 10月7日☽10:00～15:00

### ■場所

福島地方家庭裁判所いわき支部構内  
弁護士待合室(いわき市平字八幡小路41) ☎0246-22-1320